社会福祉法人東翔会

処遇改善加算の支給について

<特別養護老人ホーム 西水元ナーシングホーム>

I 支給対象者

「従来型の処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」ともに、全額介護職に配分し、「介護職員等ベースアップ等支援加算」については介護職及び介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、看護職員に配分します。

- Ⅱ 「従来型の処遇改善加算」の配分ルール及び配分額
 - 1 給料日配分
 - ①常勤職員 月14,500円~16,000円支給
 - ②非常勤職員 1時間あたり90円~100円支給
 - 2 ボーナス時配分 (下記①②の支給額は年間支給額)
 - 1年間の勤務時間数実績の案分比例により支給
 - ①週40時間以上勤務職員の平均支給額(令和5年度実績)
 - 3 3 3, 4 2 2 円 ~ 5 0 8, 4 0 2 円
 - •平均 391, 385円
 - ②週40時間未満勤務職員の支給額(令和5年度実績)
 - 週12時間勤務111,989円 から
 - 週38時間勤務326,684円
 - 3 その他、役職者、功労者、資格取得助成等、介護サービス向上に繋がる事由による給付

ボーナス時に合わせて、原則として年2回1万円から8万円 程度支給

Ⅲ 「特定処遇改善加算」の配分ルール及び配分額

1 支給時期

ボーナス時に、介護職員に全額配分する。(6月と12月)

- 2 配分ルール
- (1) Aグループ
- ① 国で示された定義例

A:経験・技能のある介護職員

(定義する際のルール)

- ①勤続10年以上の介護福祉士を基本
- ②介護福祉士の資格は必要
- ③勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
- ④事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上
- の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる。

 \downarrow

② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

A:経験・技能のある介護職員

(定義)

- ○下記①~⑤の項目で、①は必ず該当すること。①を含め1つ以上該当する介護職員を「A経験・技能のある介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。
- ①社会福祉法人東翔会において、7年以上の介護福祉士の経験が ある。
- ②係長、主任又、副主任など役職者である。
- ③アセッサー資格がある。
- ④レベル認定を受けている。
- ⑤認定特定行為業務従事者資格者 (喀痰吸引・経管栄養) である。 ○配分基準
- ·配分額(令和5年度実績) 年額 3,102,240円
- ・上記、①から⑤までの各項目の該当を1項目、2項目、3項目 以上に区分し、配分額を1対2対3に配分する。
- 1該当あたり64,630円
- ③Aグループ介護職員支給額(令和5年度実績)

129, 260円 (2項目) ~ 387, 780円 (6項目)

- (2) Bループ
- ① 国で示された定義例
- B その他の介護職員

(定義する際のルール)

「A:経験・技能のある介護職員」以外の介護職員

 \downarrow

② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

B その他の介護職員

(定義する際のルール)

- ○次の2項目に該当する介護職員を「Bその他の介護職員」と位置付ける。なお、 常勤・非常勤を問わない。
- ①「A:経験・技能のある介護職員」以外の介護職員であること。
- ②支給対象基準は、6月末支給分については当該年度の支給基準日である6月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があること。また、12月末支給分については当該年度の支給基準日である12月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があることとする。
- ○配分ルールは次のとおりである。
- ①職種による加算
- ・介護福祉士 4ポイント
- 実務者研修・ヘルパー2級・初任者研修 3ポイント
- ・生活介護職員 2ポイント
- ・無 資 格 者 1ポイント
- ②勤務年数加算
- 5年以上 3ポイント
- ・3年以上~5年未満 2ポイント
- ・1年以上~3年未満 1ポイント
- ○配分基準
- ・配分額(令和5年度実績) 年額 1,582,930円
- ・1 ポイントあたりの単価 8,215円
- ・配分額は、各職員のポイント持ち分に、1ポイント当たりの単価を乗じた額とする。
- ③ B グループ介護職員予定額(令和5年度実績)

65, 720円(8ポイント) ~ 115, 010円(14ポイント)

(3) 介護職以外に支給することとなるCグループはもうけない。

IV 「介護職員等ベースアップ等支援加算」の配分ルール及び配分額

1 支給時期

給料日に次の職員に配分する。

- ①介護職員
- ②介護支援専門員
- ③管理栄養士
- ④機能訓練指導員
- ⑤看護職員

2 配分ルール

当該月に支給される介護職員等ベースアップ等支援加算額を配分 対象職員の総勤務時間数で除した 1 時間当たりの金額を算出する。 この 1 時間当たりの金額を各職員の当該月の勤務時間数に乗じた額 を手当とし配分する。

ただし、前項①介護職員以外の②介護支援専門員、③管理栄養士、 ④機能訓練指導員、⑤看護職員の 1 時間当たりの金額は、①介護職 員の 2 分の 1 とする。

①介護職員

月額 3,360円 ~ 11,246円

② ~ ⑤の職員

月額 2,240円 ~ 5,224円